

本校の生徒として守るべき諸点について

生徒指導部

「学習を中心とした学校生活のために」

本校の生活指導の目的は、社会人としての規範意識を醸成することと、学習を通して自己実現を図るという本校の教育目標の基盤を作ることである。そのため、学校生活においては、各自が「規律ある行動をとることを常に意識する」ことが重要である。以下のような点について、注意すること。

1. 服装について

日常の登校については自由を認めているが、次の点が基本である。

- 端正・簡素・清潔であること。
- 生徒としての品格を失わないこと。
- 学校生活においては、在校生の証として所定のバッジを着用しなければならない。

1971年の服装自由化以来、当初の節度ある規律の精神を保ち、流行を追わず、華美に至らないよう、「端正・簡素・清潔」の趣旨徹底のため、標準服の着用が望ましい。また、入学式・卒業式等の式および対外的行事においては、標準服を着用することとする。

◎服装等における禁止事項

- ・男子のハーフパンツは禁止。
- ・改造した学生服やカッターシャツは禁止。
- ・裾線が、膝より上にある短いスカート（キュロット）やパンツまたはノースリーブの上着は禁止。
- ・アクセサリ・化粧は禁止。（イヤリング・ピアス・マニキュア・ネックレス・指輪等）
- ・スリッパ・草履・ハイヒール・サンダル・ゲタ等は禁止。
- ・染髪、パーマ、カールは禁止。

2. 登下校について

- 7時30分以降に登校すること。（付き添い教員がいる場合は除く。）
- 8時10分にSHRを行うので、それまでに入室すること。
- 下校時間は下記のようにになっている。

	活動終了時刻	下校完了時刻
一般生徒	17:00	17:05
部活動生徒	17:45	18:05

3. 土曜日・日曜日・祝日は、特に定められた日を除いては登校を禁止している。（ただし、『桃陰セミナー』への参加、必要な手続きを行い顧問が付き添う部活動等を除く。）

4. 欠席、遅刻等の連絡について

欠席遅刻等の連絡は8時までに保護者から原則所定のフォームで行うこと。

電話による連絡が必要な場合は8時10分以降に連絡すること。

5. 外出・早退について

登校後、放課後までの外出は認めない。ただし、特別の事情で外出や早退をしなければならない場合は、事前に学級担任（不在の時は同学年の教員）に申し出て、「早退・外出承認書」を発行してもらい、

それを持って外出すること。

6. 盗難、拾得物について

- 所持品には、必ず自分の学年・組・名前を明記すること。
- 不必要な貴重品は学校に持ってこないこと。また、金銭等を教室や更衣室に放置しないこと。
- 金銭・物品等を校内で紛失・拾得した場合、すぐに生徒指導部の拾得物係に届け出ること。

7. 通学方法について

登下校における通学方法は、入学時に届け出た手段で行うこと。電車等の交通機関を利用する時に必要な定期券の購入については、所定の手続きを行い、各自で購入のこと。

- 自転車許可者については、通学定期券の利用は認めない。

* 単車（原付・自動二輪）や四輪車での通学は認めない。（課外活動も含む。）

8. 自転車通学について

- 許可された者以外の自転車通学は認めない。
- 電車等の交通機関を利用する遠距離通学者については、安全面から自転車通学を認めないが、保護者からの申し出があれば協議の上、許可することがある。
- 自転車通学を許可された者は、次の事項を守ること。
 - (1) 学校指定のステッカーを、自転車の所定の箇所に常に貼り付けておくこと。
 - (2) 交通ルールをよく守り、マナーよく通学すること。傘差し運転をしないこと。
 - (3) 指定された場所に、きちんと整列して駐輪すること。

9. その他

- ・携帯電話、スマートフォンやネットにつながる端末機器は原則として校内使用禁止。持参したときは、電源を切っておくこと。
- ・放課後および休業日の教育活動において、付き添い教員が有効であると判断した場合は校内での携帯電話使用を可とする。
- ・インターネット・SNSの活用については、問題発生につながる可能性もあることを十分に理解しておくこと。
- ・来客用トイレ・教職員用トイレの生徒の使用は禁止する。
- ・校舎内へは、スパイクやポイント付きのシューズでは立ち入らないこと。
- ・校舎や建物にボールなどをぶついたり壁打ちをしないこと。公共物を破損した場合、状況によっては自己負担をしてもらう。
- ・盗難・恐喝等の被害を受けたとき、事故にあったとき、事故を起こしたときは、速やかに担任・生徒指導部に届け出ること。
- ・アルバイトは原則禁止する。事情がある場合は、保護者と相談し担任に連絡すること。